

生駒市規則第 1 2 号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成 2 4 年 6 月生駒市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

第 2 条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「別表第 1 に規定する」を「別表に規定する」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 4 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 5 条第 1 項中「使用料等（体育施設の使用料等を除く。）」を「生涯学習施設及び生駒ふるさとミュージアムの利用料金」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 の 1 の表備考中「消費税等相当額」を「消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）」に改め、別表第 2 を別表第 1 とし、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第1から別表第3までの規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料等（生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第1条に規定する使用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。